

りませんでした。団のメンバーの一人、高橋洋一さんは、当時をこう振り返ります。「葉草の栽培方法などに関して細かい規定があるようで、気乗りしなかった。どうせやるなら音別の特産、フキで勝負したいという思いがあった」。

さらに話し合いが重ねられ、伊藤さんら5人がフキを生かした地域おこしと就労の場づくりを目指すことで基本合意が得られました。

この合意を具体化するため、マーケティングやファシリテーションのプロ2人を東京から招き、「音別 みらいの暮らし」と題したワークショップを開きます。初開催は2017年3月28日。徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」などの事例を参考にしながら、フキを使って何ができるかアイデアを出し合うなどしました。

ワークショップの成果をふまえ、活動の基盤となる法人の設立、農地の借り上げ、栽培したフキの販路形成、活動経費の確保、補助・助成金の活用などに関する詰めの話し合いが進みます。これらは同年5月1日の第2回のワークショップでの作業を経て最終確認が行われ、同月10日、ついに音別ふき落団が一般社団法人として設立されました。

■ 困窮者らの受け入れ本格化

設立後、農地を借り上げてフキを栽培し、休止状態だった地元の山菜加工施設を復活させて原料を供給するという流れは、前述のとおりです。

加工施設の再開決定に先立つ同年4月、フキ畠では作付けなどの農作業が多忙化します。これに伴い、団は生活困窮者や障害者、ひきこもり状態の若者などの受け入れにも本格的に取り組むこととしました。音別部会と事務局の人脈を生かして「暮らしの共済サービスせっせ」や市生活福祉事務所、知的障害者支援施設「おんべつ学園」などとの調整を進め、9月まで続く農繁期の間に、さまざまな生活課題を抱える人たちに、心身の状態に応じてマイペースで働くことのできる就労の場を提供したのでした。せっせは、同年から音別部会に加わっています（おんべつ学園は当初からの委員、市生活福祉事務所はオブザーバー）。

なお、市生活福祉事務所は、推進会議にオブザーバーとして参加するほか、2015年4月の生活困窮者自立支援法施行に合わせ、市役所の各部課と行政センター

を横断する連携組織「生活困窮者庁内連携連絡会議」を設置、事務局を務めています。このような枠組みがあれば、音別ふき落団のように農林、地域振興、生活困窮者支援など複数分野にまたがる住民活動の支援ニーズにも即応しやすいと考えられます。

■ 「裏方」として働く支援者

最後に、推進会議の枠組みについて説明します。既述のとおり、推進会議（全体会＋4部会）の設置は、創造協が市から委託を受けた「包括的な相談支援システム構築事業」に基づきます。同事業の目的は、生活困窮をはじめ高齢、障害、子育てなどの各分野の支援者らが連携する枠組みを構築、地域福祉の資源となる住民活動の発掘や創出、運営支援などを行うというものです。その実施体制は、推進会議の設置と「相談支援包括化推進員」（以下、推進員）の配置という2本柱で構成されます。推進員は常勤と非常勤が各1人ずつで計2人。推進員はコーディネーター、ファシリテーターとして推進会議の全体会、各部会の運営実務を担い、さらに音別ふき落団のような住民活動の立ち上げやその後のサポートに直接携わります。

支援関係者や地域づくりの実践者が集まる話し合いの場とともに、裏方として働くコーディネーター役の配置が、地域福祉の資源開発に不可欠であることを、音別ふき落団を巡る一連の取り組みが教えてくれています。



フキの収穫作業

05

生活保護と生活困窮者の就労支援と一緒に提供

北海道岩見沢市・月形町



●特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター

もともと札幌市で若者の居場所づくり・就労支援をしていた仲間が、2008年に「札幌ワーカーズ」という団体を立ち上げます。この活動の中で、若者の支援は若者本人のみならず地域コミュニティも対象に含めて支援を進める必要性があるという認識が生まれました。このような背景から2011年に「特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター」(以下、CW研究実践センター)が設立されました。

現在は、市民まちづくり部門、若者・生活困窮者支援部門、子ども部門と複数の分野を横断し、北海道札幌市、岩見沢市、月形町で事業を展開しています。ここでは岩見沢市と月形町での取り組みを紹介します。



岩見沢市生活サポートセンター りんく

CW研究実践センターは、岩見沢市で、若者サポートステーションの運営に関わっていた関係から、2013年に岩見沢市がモデル事業として生活困窮者自立支援に取り組む折、プロポーザル競争を経て、「岩見沢市生活サポートセンター りんく」の運営を受託することになりました。現在、「りんく」では、生活困窮者の自立相談支援と就労準備支援を担うとともに、生活保護受給者の就労支援と就労準備支援も受託し、さらに無料職業紹介も実施しています。

行っていることにより、生活困窮の相談者において、就労準備支援や中間的就労の利用者（利用予定者）をスムーズに生活保護につなげることができます。さらに、保護につなげた後も担当者が継続して支援できる体制がとれます。

生活困窮者が生活保護に切り替わる場合の、支援の継続性の問題が、全国的に指摘されていますが、これは、生活保護から就労支援（就労準備支援）部分をあえて切り出して、一緒に委託した岩見沢市の先見の明といえるでしょう。

相談者本人をよく見ること

「私たちは、相談者本人をよく知る（見る）ことを何よりも重視します」と浅山さん。

人をよく見ないで就労につないでしまうとクレームが多発すると言います。また、就労相談に来た人が実際に複数の課題を抱えていることが多いので、それを見極めて必要な支援につなげることに時間をかけます。

相談者本人は、すぐに仕事を紹介してもらうこと（就労）を希望するが、それはなかなか難しいと思われる場合、マラソンにたとえて、こう話します。「靴も履いていない。練習もしていない。それでフルマラソ

岩見沢市の先見の明

「他所では、生活困窮者と生活保護の就労支援は別々の体制になっていますが、うちではそれは考えられません」とりんくの主任相談支援員の浅山美保さんは話します。

りんくでは、中間的就労等が必要な人は経済的困難を抱えている場合が多く、生活保護の就労支援事業も

団体の概要

●特定非営利活動法人 コミュニティワーク 研究実践センター

(住所) 〒068-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74

(電話) 011-511-1315

北海道岩見沢市

人口81,568人

41,684世帯

(2019.2末現在)

- ▶名 称：岩見沢市生活サポートセンターりんく
- ▶住 所：〒068-0023 北海道岩見沢市3条西3丁目2-1
- ▶電 話：(事務) 0126-35-4740
- ▶U R L：<http://iwa-link.net/>

ンを走ろうとするのと同じですよ」「まず靴を買って、少しづつ練習をする。それから短距離の大会に出てみましょう」と。

相談者本人の強い意志があるからと、就労につなげたものの長続きせず、本人も受入事業所も、そして支援機関も残念な思いをしてしまう。そんなことを繰り返さないためにも、相談者をよく見て、本人に現状の理解を促すことは重要です。

就労準備支援のプログラムに取り組んでいるときにも、課題だけを見るのではなく、本人の得意なことや長所に着目することが大切です。たとえば、几帳面だと手作業が得意だという場合は、その長所を伸ばし、それに沿った仕事を見つけることに心を碎きます。また、担当者だけではなく、複数の支援員の目で対象者を見るようにしています。これは、担当者だけに（相談者の課題を）抱え込ませないという意味もあるそうです。

キメの細かい多彩な就労準備支援

「りんく」の特徴の1つは、多彩かつきめの細かい就労準備支援のメニューです。

次頁に、支援メニューの一覧を載せています。メニューにある1～5は、この順に自立していくイメージです。これは、女子会や作業チーム等、相談者のニーズに応じて隨時追加されていきます。これも相談者をよく見ることと同様、相談者本位の視点から生まれました。また、5ゆるりんくは、就労後の定着支援を意図しています。就労実績の数字に目がいきがちですが、実際の就労を基とした生活自立を考えると、定着支援は同じくらい重要な取り組みといえます。

就労準備支援実績

2017年(のべ参加：1,184人)

	利用者	就労者
生活困窮者	33	9
生活保護	20	12
計	53	21

地元商店街・事業所との連携

地元の商店街・事業所との緊密な連携も、「りんく」の特徴です。商店街の月1回の清掃活動や各種のイベントに訓練を兼ねた手伝いとして参加したり、逆に、事業所見学や就労体験、就労準備支援プログラムに講師として協力いただいたりと、さまざまな形で連携しています。商店街のほうでも、もともと人手不足のうえ、地域のボランティアも見つからないといった状況もあり、どちらにとってもメリットがあるようです。

アルバイト仕事や単純作業等の簡易な業務の委託などもいただけるよう、地域の事業所に依頼をしていますが、アルバイト・パートタイムの仕事は、名指しでの依頼が多いといいます。これは、商店街のイベントやそのあと打ち上げなどで人柄を知って、この人なら、と指名がくるようです。商店街事業でのボランティアや就労体験、アルバイトなどを、中間的就労として活用しながら、なかにはパートタイムから正社員に採用された人も。地域との連携から就労訓練、就労までが結びついている取り組みといえそうです。

● 就労準備支援 メニュー ●

※下線部プログラム>中間的就労等関連

1 居場所づくり

- **女子会**(月1回)
男性が苦手でプログラムに参加できない女性向け。女性相談員が担当。塗り絵や裁縫、軽作業をしながら、参加者同士でコミュニケーションをとる、通う練習の場。
- **作業チーム**(月2回)
引きこもっていた方が初めて参加するには、他のプログラムは人数が多くすぎる。
→少人数制(3~4人)プログラム。アイピローづくりやお手玉づくりなど、簡単な作業体験。制作物は、地域イベント等で有償で頒布。

2 生活自立支援

- **たのしみ隊**(週1回)
レクリエーション。生活リズムづくり。セルフケア(体操他)、食事づくり、ボーネー・ゲーム・映画鑑賞、工作・ものづくりをテーマに、ルーティンで毎月繰り返す。メニューが決まっているほうが安心して参加できる模様。
- **まなび隊**(週1回)
基礎学力に自信がない方向け。漢字や熟語、四則演算などを学習。

3 社会自立支援

- **たいけん隊**
地域イベント(商店街の各種活動、まちなみ朝市等)やプロジェクト事業(大学との連携事業や自主お祭りの企画)へ参加して、自信や経験にする。
- **しごと見学隊**(不定期:月1回以上)
職場見学し、職種のイメージづくり。製造業、スーパー、ホテル、福祉事業所等。

4 就労自立支援

- **はたらき隊(ジョブトレーニング)**
希望に応じ、職場体験(ホテルの客室清掃、飲食店等)。
- **パソコン隊**(週1回)
パソコンの基本操作。
- **就労支援セミナー**(月2回)
就職活動の基礎知識、ビジネスマナー、身だしなみ&証明写真撮影、履歴書・職務経歴書の書き方、面接練習等。
- **はたらき研**
「働くこと」「働かないこと」の意味を考える場。ちょっと難しい?ので、2時間のプログラム後、参加者と担当者が一緒に食事をしながら、振り返り等を行います。3か月で1クール終わったあと、研究旅行として、他市の取り組みを学びに行きました。生活困窮者支援や生活保護の取り組みについて説明を聞いたり、活発な質疑応答。「ワーカーさんの苦労がわかった」「自分が考えていたことと違った」等の声。自分の担当ワーカーや支援員さんに聞けないことを聞けたとの話も。

5 就労定着支援

- **ゆるりんく**(ゆるく、りんくとつながり続けるの意:2か月に1回)
働き始めた人対象。土曜または日曜に、お楽しみ会。クレープづくりや焼き肉交流会、忘年会等。孤立防止と、プログラムを通じての現況把握。状況によって介入支援を実施。



自主事業 わくわーく

CW研究実践センターでは、法人化する前の2007年から、月形町で若者の生活・就労支援に取り組んでいます。現在では、月形事業所は、空知管内での生活困窮者自立相談支援「そらちサポートセンター」(2015~)も受託していますが、ここでは、2007年からの事業を引き継ぐ「わくわーく」(法人自主事業)を中心に述べていきます。

札幌から飛び出した若者支援

冒頭でも触れましたが、もともとCW研究実践センターの中心メンバーは、法人設立以前より札幌市で若者支援を行っていました。そうしたなか、月形町に住んでいた若者支援活動のOBからの「(札幌でうまく定着しない若者を)つれて来い!」という一言から、月形町での活動は始まりました。

当初は札幌の若者支援施設の活動の1つとしてスタートした事業でしたが、その後さまざまな補助金事業などを得ながら、活動を継続してきました。現在の事業の柱は大きく2つになります。

①コミュニティハウス「樺月荘」での共同生活を通じた生活習慣・スキルの習得



生活支援

②月形町の地場産業、地域づくりと連携した就労訓練・就労機会の提供



就労支援

これらは、若者だけにとどまらず、そらち生活サポートセンター相談者等の生活困窮者も対象として含めながら、新たな活動が展開されています。

「樺月荘」での共同生活

若者や生活困窮者の共同生活の拠点である「樺月荘」。

ここは、2011年に開設されました。建物(3階建)と土地は地域の住民からの譲渡によるものです。入居者は、ここで共同生活を送りながら、他者との人間関係、基本的な生活スキルなどを学んでいきます。ここでの生活支援は、法人理事長(兼月形事業所長)の穴澤義晴さんが、直接暮らしぶりをみています。

ここに入居している人は、地域とのつき合いは必須です。地域の草刈りや会合など、主要な集まりには必ず参加するのが決まりです。お酒のつき合いもあります。入居者には、障害手帳の持者やいわゆるグレーゾーンと思われる若者もいるそうですが、このような地域とのつき合いの中で、お互いの人柄に直接ふれることで、よいつながりが生まれると穴澤さんは考えています。

「入居者には、住民票も移してもらうようにしています。活動の最初の頃は、札幌から不思議な若者の集団が来たように見られていたみたいですが(笑)、住民票を移してここに定住することで、地域の人の目も変わってきたように思います」と穴澤さん。

地域につなぐことに注力する就労支援

CW研究実践センターでは、自分たちで事業を興すのではなく、地域の産業や活動とつなぐ形で、就労訓練・就労支援を行う方針にしています。地域の産業としては、農業・農産加工や観光などの連携です。たとえば、農家で収穫の繁忙期作業の仕事を就労訓練として受けるときには、通常の1人の作業量(収穫量)を、2人で分けてするような形をとります。また、除雪などのアルバイトや、地域の祭りやイベントの企画・運営の手伝いなどにも積極的に参加します。地方では貴重な若者の力です。

連携と交流を重ねるなかで、地域の事業所にパートタイム職員や正職員として採用される人も出てきました。就労先は、農園、NPO、役場の外郭団体やコンビニエンスストア等々。現在では、月形町への移住者として働く人は12人にまで上っています。

「月形で家を買った人もいますよ。もっとも、軽自動車位の値段で買えるのですが(笑)」と穴澤さん。

団体の概要

- ▶名 称：月形事業所わくわーく
▶住 所：〒061-0511 北海道樺戸郡月形町字本町8
▶電 話：0126-35-5414

北海道月形町

人口3,195人
1,653世帯
(2019.2末現在)

今後の活動

これまで述べてきた月形町での活動は、「わくわーく」事業単体で見ると、十分な収益は得られていないとのこと。

「このような若者支援には（安定した）公費が出ません。かつての絆再生事業や、緊急雇用創出事業のような柔軟な形で活用できるものがあるといいのですが……」と以前活用していた事業を例にあげながら、穴澤さんは続けます。

「今後も、若者・生活困窮者の（就労）支援と、まちの課題解決、困りごと支援を組み合わせて活動ができます」と考えています。人手不足、空き家対策、除雪と課題はたくさんあります」

いま、同じ月形事業所内にある「そらち生活サポートセンター」では、「テオカス」というお手伝いサービス（便利屋的生活支援サービス）を、一部地区でテスト的に、中間的就労のような扱いで開始しました。まさに、身近な困りごとと就労訓練の組み合わせといえます。このような取り組みが広がれば、地域の人の若者や生活困窮者の就労支援に向ける理解も、より深まっていくものと期待されます。



コミュニティワーク研究実践センター 穴澤義晴理事長



月形事業所外観

そらち生活サポートセンター主催 お手伝いサービス

テオカス

皆様の日常生活のちょっとしたお手伝いをします！



500円

10:00
17:00

土・日・祝・年末年始を除く

- 家中の掃除
- 家庭清掃（洗濯・洗濯など）
- 食事の交渉
- 家庭の立て・移動
- 動物（犬・猫・鳥等）の世話
- 家庭用ゴミ出し
- 必要な品の届き

- 洗濯物
- 清潔な買い物・一回に買い物
- お片づけ・整理整頓の手伝い

30分以内の簡単な作業を500円で
お手伝いすることも可能です。
詳しく今後の事例についてお問い合わせください。

料金相談サービス

上記以外の作業は、料金のご相談の上
お手伝いさせていただきます。

お問い合わせ そらち生活サポートセンター

0126-35-5414 (TEL・FAX)
【受付時間】10:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

そらち生活サポートセンターは美唄市ほかを含む14町で生活困窮者生活支援事業を実施しています。

テオカス ご利用の流れ

テオカスは専門ではなく、お手伝いという補助サービスです。
お申込みされたご本人の立ち合い・見守りをお願いしています。

お手伝い・時の空きとお客様の家庭が一番の判断です。

お手伝い・窓拭きの場合はサービスを受けることはできません。



お電話・FAXでお申込みの方は、お電話・FAXでのお問い合わせください。

お手伝い料金についての問い合わせは、お手伝い料金についての問い合わせください。

FAX 0126-35-5414
お手伝いサービス テオカス 利用申込書

お名前	_____
ご住所	_____
お電話番号	_____
お手伝い内容 (例: あなたの電話を取り替えて貰いたい)	_____
実施希望日・時間	_____

※個人情報はテオカスサービス提供以外の目的で使用しません。
テオカスサービス提供について一切の責任は、そらち生活サポートセンターが負います。

お手伝いサービス「テオカス」チラシ

06

高齢化率46.8%・504人の集落で、 孤立させない地域経営

広島県安芸高田市



●川根振興協議会

広島県安芸高田市にある川根地区は、人口504人、高齢化率46.8%の山間集落です。ここでは住民同士で話し合いながら、一人ひとりが役割をもって、子育て支援をはじめ介護が必要になっても暮らし続けられる地域づくりに取り組んでいます。収入を得る一方で、活動によって地域がつながり、孤立を防止して、集落全体で安心して暮らせる生活基盤を構築しています。必要に迫られて立ち上げた事業は、高齢者を含む住民の役割と雇用を生んでいます。

島根県との県境にある川根地区は、人口504人、206世帯で、高齢化率は46.8%です。1945年頃の人口は約2,000人でしたので、約4分の1に自然減となりました。

過疎がすすむ川根地区が、全国から注目されるようになったのは、統合で閉じた中学校の跡地を利用した「エコミュージアム川根」の存在です。研修宿泊施設として、行政と住民が出資して1992年より運営しています。手打ちそば屋「和味」を併設しており、訪れる交流人口が増えて、地区住民の就労の場ともなっています。これらの地域活性の取り組みを推進するのが、全世帯参加の住民自治組織「川根振興協議会」です。

暮らしの基盤を住民でつくる

川根振興協議会は、昭和40年代からの深刻な過疎



エコミュージアム川根

化に対し、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むことが必要という危機感から、1972年2月に発足しました。

その直後の同年7月、集中豪雨を受けて、地区を流れている江の川が氾濫し、壊滅的な被害を受けました。陸の孤島と化した集落を救ったのは、住民同士の助け合いでした。協議会の作業班が、被害を受けた田畠や水没した家の消毒等について考え、地域住民とともに復旧作業にあたりました。水害に向けた活動は予想外でしたが、この経験が地域の結束を強め、協議会の存在を意識づけることになりました。

以降、住民同士で議論を重ねながら、全戸加入で年会費1,500円（当時は500円）を払い、役割をもって



エコミュージアム川根
内にある手打ちそば屋
「和味」

団体の概要

- ▶名 称：エコミュージアム高田
▶住 所：広島県安芸高田市高宮町川根1973
▶電 話：082-658-0001
▶沿 革：全戸加入の住民組織として1972年2月に発足。農地保全から移住促進、商業施設経営や生活交通の確保などに取り組む。2018年7月の西日本豪雨でも被害を受けた。交流と地域活性化の拠点として建設された「エコミュージアム川根」は、内外から高い評価を得ている。

広島県
安芸高田市川根地区
人口504人
206世帯
高齢化率46.8%
(2019.2末現在)

地域活動に参加するようになって、行政頼りにしない、攻めのまちづくりを展開しています。



会長の
辻駒健二さん



協議会が運営する油屋と万屋

■ エコミュージアム川根

現在に至る活動の基礎となったのが、1991年に住民で作成した「川根夢ロマント宣言」です。川根中学校の統廃合と廃校跡地の活用法についての議論を契機に、住民自らが集落点検を行い、各集落の自慢やよいところを出し合って、道路計画を含め具体的な地域目標を立てました。そして、川根地区全体を“環境の博物館”とする交流拠点「エコミュージアム川根」を1992年中学校跡地に開設。宿泊施設とレストラン機能をもち、ピーク時には年間4,000人以上の利用がありました。宿泊費は1泊朝食付きで5,000円、レストランは平均1,000円の単価設定です。

現在は、登録スタッフ6人が、10～17時のレストラン開店時間を中心に、1日あたり3～4人の交代制で調理等を担います。当初から、「家で一人でテレビを見ているより、ここに出てきて働き、自分たちの暮らしや食事を体験してもらおう」という孤立防止や地域活性が目的でした。現在は時給820円を支給。泊まり客がいる夜は、宿直を1人配置し、深夜手当を支給しています。

また、エコミュージアムの一角で、放課後児童教室を開いています。共働きの世帯の小学生が放課後を過ごす場として、5～6人の利用があり、指導員1人が対応しています。この春に保育園を卒園した子どもをもつ2組の親と園長から相談を受けて、小学校入学までの春休み期間に毎日利用ができるようにもします。2019年4月からは、夕食を提供する子ども食堂にも

取り組む予定で、ごはんを食べながら親のお迎えまで過ごせる空間になります。

■ 撤退した商店とガソリンスタンドを住民で運営

地区唯一の農協の商業施設が撤退を決めたときには、地区内でガソリンや食料品、日用品が購入できないのは深刻な地域課題だとして議論を重ねました。そして2000年、地域住民からの一口1,000円の出資を元手に、ガソリンスタンド「油屋」と商店「万屋」を地域で経営することにし、農協から土地・建物の有償譲渡を決めました。

現在の開店時間は8～17時、定休日は日曜日と第2・4土曜日です。油屋に1人、万屋に1人の2人体制で運営しています。万屋に女性スタッフが勤めるようになって、女性目線での細やかな気配りがあると喜ばれています。これまで赤字が出たことはありません。

■ 生活交通を確保する「もやい便」と移動販売

2009年には、生活の移動手段を行政と協議し、市町村運営有償運送事業「かわねもやい便」をスタート。通学・通院や地区内で行われるサロンへの送迎などを住民が担えるようになりました。川根地区から安芸高

田市本町まで車で40分、タクシーだと片道7,000円ですが、「もやい便」だと片道500円で済みます。

当初は1台で始まりましたが、行政に提案を重ねて、現在は8人乗りのワンボックスと24人乗りのマイクロバス、障害者が乗れる車の3台があり、16人の運転手（うち1人が常勤）で運営しています。市から年間630万円の委託を受けて、運転手の給料と燃料代に充てています。車を使えるようになって、「万屋」に買い物に来られない人を対象に移動販売を始め、買い物弱者を地域で支えています。

■ サテライト・デイサービスを誘致

高齢者のデイサービスは、車で約40分かかる場所にあります。川根地区で高齢者の介護拠点をつくれないかと考え、行政と協議をしました。特別養護老人ホーム高美園の職員を地区に招いて、2003年サテライトのデイサービスを週1回金曜日に実施することに。当初より、住民がボランティアで参加しており、現在は2人のボランティアが、施設職員とともに運営しています。

■ 特産の柚子を使った六次化商品

また、協同組合を立ち上げて、特産の柚子を使ったケーキやジャムなどの六次化商品を開発しています。柚子は、協同組合が管理する柚子園だけでなく、地元の個人の柚子園からも買い取っており、手をかけた品質のよい特別栽培のものには高い単価を支払って、作り手のやる気を後押ししています。

女性中心に10人が勤務し、うち7人が常勤。30代男性が営業マンを務め、広島市内各所で取り扱われています。全国から視察を受け入れるなど、川根地区内で最も大きな雇用を生む企業に成長しています。

活動をとおして孤立防止

自分たちの地域は自分たちで経営していくことを信念とする川根振興協議会。孫、ひ孫に小遣いをあげるために、住民が年金プラス年間30万円を稼ぐことが目標です。なによりも、こうした活動に参加することで人々がつながり、みんなで孤立を防止して暮らしやすい地域になっていきます。

そのために、世帯ごとに通年で1日1円を募金して活動資金に充てる「一日一円募金」に取り組むほか、集落の農地をみんなで守るための農地保全活動や、子育て世代の定住促進「お好み住宅」という公営住宅の整備にも取り組んでいます。「お好み住宅」は、入居者が好みの間取りを設計し、20年経過すれば土地・建物を入居者が保有できるという画期的な仕組みです。

「幸せは税金だけでつくれない。自分たちでつくるもの。まちづくりの本質は、地域の人が生かされ合っているという実感をもつこと」と4代目会長の辻駒健二さん（74歳）は話します。

稼ぎ以上の価値がある

すべて順風満帆に事が動いたわけではありません。たとえば、「もやい便」では、16人の運転手のうち、パートタイムの15人には稼働時間分の給与を支払うシステムで、予約がない場合の担当の拘束時間には給与が発生しません。これについて運転手から異議を唱えられた際には、「あなたがいてくれることによって地域の皆さんに助かっている。安心して老いていく地域と、文句を言わなければいけないような地域はどちらがいいか」と話し合い、「安心していく地域がいい」という結論をみんなで共有。稼ぎ以上の価値があることへの理解を得ながら取り組んでいます。

協議会の夢は、まだまだ広がります。1つは、エコミュージアム川根を、介護拠点にリニューアルする構想です。平日は地域住民が憩い、週末は今までどおり地区外からの来訪者が集う場にできないか、改修費を含め行政と協議を重ねています。

2つ目は、農家のビニールハウスを活用した喫茶店を地区内3か所で開くことです。高齢になっても、ビニールハウス内で集いながら、農作業をして、みんなでトラックで売りに行く、ここで生活できるんだと思えるまちづくりの構想です。

「杖をついている人も、鍼を持たせれば一人前の農民です。息子に農作物を送り、『うまかった』と言わいたら請求書を入れて送るような、そんな福祉活動をやりたい」と辻駒さんは意気込みます。

07

「役割づくり」の地域福祉 高知県佐川町の実践に学ぶ

高知県佐川町



● 「あつたかふれあいセンターとかの」「とかの集落活動センターあおぞら」

高知県佐川町斗賀野地区でNPO法人とかの元気村が運営する「あつたかふれあいセンターとかの」と「とかの集落活動センターあおぞら」は、地域の集いの場づくりや住民交流イベントの開催、高齢者の生活支援、子育て支援、自主防災、農業振興などを目的とする地域活動の拠点施設。多くの住民が、各種事業の利用者・担い手として関わります。センターのスタッフは、住民ができること、得意なことを生かせるよう「役割づくり」に積極的に取り組み、年齢や障害の有無にかかわらず、地域社会で何らかの役割を果たし、感謝や報酬（金銭とは限らない）を得られるようにしています。それが人と人とのつなぎ、孤立を防ぎ、地域活動を一層活発化させるという好循環を生み出します。

高知県独自の小規模拠点

「あつたかふれあいセンター」と「集落活動センター」は、地域福祉の向上や集落活性化を目的とする高知県独自の小規模拠点施設。県の補助制度を活用しながら、住民が主体的に設置や運営などに携わります。

2018年末時点の開設数は、県内34市町村のうち、あつたかふれあいセンター（以下、あつたかC）が31市町村の48か所、集落活動センター（以下、集活C）が28市町村の47か所。

あつたかCの場合、県の補助を受けた市町村から民間団体への委託事業となります。委託先は、社会福祉法人、NPO法人、企業のほか、住民自治組織などの任意団体も可。施設運営に必要な職員（コーディネーター、スタッフ）の人事費や各種経費が委託料として受託団体に支払われます。受託団体は、共生型の地域福祉拠点としてこれを運営し、高齢、障害、若者、子ども、子育て、生活困窮など制度的な「縦割り」にとらわれることなく、集いの場や居場所（サロン）づくり、サロン利用者の送迎、生活相談の受け付け、高齢・障害者世帯の見守り訪問、介護・保健・医療・福祉などの専門機関へのつなぎ、各種生活支援（清掃作業など）、交流イベントの開催などを行います。さらに、

地域の実情に応じて、移動支援、健康などをテーマとした学習会の開催、配食サービス、高齢・障害者などの緊急一時宿泊対応、介護予防事業などにも取り組みます。運営にあたっては、地域住民を交えた協議会を設け、定期的に話し合いをもつことが必須条件です。

一方、集活Cは、市町村を通じた運営者に対する補助事業となります。運営者はあつたかC同様、法人である必要はなく、既存あるいは新規に任意結成された団体でもかまいません。各種サロンや見守りなどの地域福祉事業のほか、農産物の栽培・集出荷・販売、特産品開発・販売、有害鳥獣対策、交流イベント開催、移住支援、農家レストランやガソリンスタンドなどの店舗経営、防災活動、移動支援（過疎地有償運送ほか）、介護サービス事業、冠婚葬祭事業、小水力・太陽光といったエネルギー資源活用事業など、集落の生活環境の維持・向上や活性化を目的に多彩な事業を行うことができます。

施設整備や事業経費などへの補助交付期間は、開設から3か年。その後は、農業や集落支援関連の各種補助を別途活用しつつ、物品やサービスの販売といった経済的活動や地域住民の会費・出資金などによって運営を安定化させる必要があります。

「とかの元気村」の取り組み

佐川町斗賀野地区にある「あったかふれあいセンターとかの」は、2014年5月にオープンしました。運営はNPO法人とかの元気村で、あったかCは同法人の活動拠点「とかの元気村役場」内に置かれました。

法人の設立は、あったかC開設より9年さかのぼる2005年。当初は主に農業振興や環境保全、文化教育（図書館、公園の指定管理）、防災、地域おこし（交流イベントなど）分野の事業を手がけていました。

あったかC開設から3年後の2017年10月には、拠点（村役場）の隣接地に木造平屋建て床面積約350m²の施設を新築し、集活C「とかの集落活動センターあおぞら」を開設。これに伴って、あったかCは集活C内に移転しています。両センターが同一の施設、団体で運営されるのは県内でも珍しく、それぞれの機能を連携させ、相補的に運用して事業効果を高めることができますとして注目を集めています。

たとえば、集活Cが「次世代の子ども育成事業」の一環で実施する子ども食堂は、一部をあったかCが從来から行っていた食事会と連動させています。これにより、子どもから高齢者まで多くの住民が参加、交流する場となりました。

同法人による両センター事業の内容は、集活Cが▷貸館事業（集活Cの大・小ホールと厨房、JR斗賀野駅交流スペース、とかの元気村役場）▷空き家情報収集事業（情報収集、見守り事業の検討）▷農耕支援センター事業（直接支払制度の申請支援、営農組織立ち上げ支援）▷広報（ブログ、機関誌、研修視察受け入れ）▷次世代の子ども育成事業（学校支援クラブの活動窓口、保育園行事支援、子ども食堂、防災学習）▷研修・他団体交流事業（町内各地の集活Cとの連携および集落支援員定例会への参加、集活Cに関する先進地視察や会合などへの参加）▷高知大学との地域協働パートナー事業（地域協働学部の実習受け入れ、

同学部への事業提案）▷地域支援事業（地域団体主催のイベント開催支援、自主防災支援、町地域福祉アクションプランの進捗確認、地域要望の行政などへのつなぎ）▷ふるさと納税事業（返礼品として地元産米を提供）——など。

あったかCは▷集い（主に高齢者を対象とした常設サロンと、放課後児童サロンなど）▷集い送迎（サロン利用者の無料送迎サービス）▷訪問（高齢、障害者世帯などを対象に見守り訪問）▷相談・つなぎ（生活相談の随時受け付け、保健・医療・介護・福祉などの専門機関へのつなぎ）▷生活支援（通所介護で対応できない窓ふきなどの清掃や電球交換、除草などの軽作業）▷学習（健康や郷土史などをテーマとしたミニ講座）▷交流（保育園、小学校などの児童らとの交流イベント）——など。

高齢男性がサロンに続々

常勤職員は、集活Cが、同法人事務局長で集落支援員も務める吉森伸郎さん1人。あったかCは、コーディネーターとして運営管理の中心となる同法人副理事長の森田有紀さんと、スタッフ3人（同法人の正規職員）の計4人。

森田さんをはじめあったかCの職員4人は、全員子育て中の40代女性。介護・福祉分野の有資格者では

「あったかふれあいセンターとかの」 はどんなことをしているの？～出番づくり～

カレーの日の材料は地域の方のおすそ分けで…



子どもたちもボランティア



利用者もボランティア



図1 あったかふれあいセンターとかの「役割づくり（出番づくり）」

※資料提供：NPO法人とかの元気村

まちの概要

高知県中西部に位置し、周囲を山々に囲まれた盆地状の平地に市街地や農地を形成。古くから農林業が盛んで、土佐藩筆頭家老の城下町として栄えた歴史もあり、中心市街地には古い町並みが残る。町域は1954～55年にかけて合併した旧町村単位の5地区＝佐川・斗賀野（とがの。とかの、とも）・尾川・黒岩・加茂＝に大別、小学校区の区割りもこれに基づく。

高知県佐川町

人口12,879人
6,102世帯
高齢化率38.5%
(2019.3.1現在)

ありません。しかし、子どもから若者、高齢者まで世代を問わず気さくに接する人柄で、サロンやイベントでのちょっとした会話から地域に内在する生活課題をすくい上げたり、地域づくりに活躍できる人材を次々に発掘する鋭い感性をもっています。資格や経験ではなく、こうした人柄と感性が評価され、あったかCのコーディネーター、スタッフとして登用されました。こうした職員採用がどんな効果をあげているか、常設サロンの様子から端的に知ることができます。男性高齢者の姿が、一般的なサロンと比べ非常に多いのです。日によっては、20～30人のサロン利用者の半数ほどを占めます。その大きな要因として、4人が積極的に「役割づくり」や「活躍の場づくり」をしていることがあげられます（図1）。

サロン利用者に対する役割づくりは、たとえば次のよう�습니다。

▷センターに掲示板を設置するなど、スタッフにできない木工作業を、元大工の86歳男性に頼む。男性は無償ボランティアとして快く引き受ける。

▷月1回の食事会（子ども食堂・地域食堂）を開く際、畠仕事を続けている元農家さんに食材提供を呼びかける。提供した人の名前と食材を玄関前の看板に掲示して感謝の意を表す。

▷高齢・障害者世帯などの見守りを手厚くするため、近所に住むサロン利用者に「気になることがあつたり、最近様子がおかしいと思つたりすることがあつたら教えて」と頼む――。

「みんな誰かの役に立ちたい」

こうした積み重ねが、男性高齢者をサロンに引きつけます。彼らは「支援が必要な高齢者」としてではなく、あったかCの支援者としてサロンに通うのです。

決まった曜日にサロンに来る男性はある日、前日に来て「あすは用事があるから来られない」とスタッフに告げました。連絡もなく休めば心配をかけるからという配慮だけでなく、自分に何か頼み事があれば言つてほしいという気持ちがあつたようです。

サロンに通う人たちの役割づくりについて、コーディネーターの森田さんは次のように述べています。「いくつになってもできることはあるし、小さなことでも人に頼られ、ありがとう感謝されるのは大きな喜び。サロンの利用者にもボランティアとしていろんな場面で活躍してもらいます」。

こうした「人材活用」とは別に、あったかC事業の支援を目的としたボランティアスタッフ「あったかお助け隊」の登録制度も設けています。隊員は40～80代の男女約40人で、中心となる年齢層は60代後半。「サロン人材」が70～80代中心なのに対し、こちらは本業をリタイヤして間もない人たちが出番を得る場となっています。

2017年からは、毎年9月に「夏のお助け大作戦」と銘打った一般住民参加型のボランティアイベントも開催しています。事前に要望のあつたひとり暮らし高齢者宅など10戸を対象に窓ふき、庭木せん定、草刈り、ゴミ出しなどの作業を行うものです。第2回目となる2018年9月の大作戦には、8歳から85歳までの住民70人あまりが参加、割り当てられた作業に汗を流しました。参加者からは「すごく楽しかった」「喜んでもらえてうれしかった」といった声があがりました。

このイベントで「役割づくり」の範囲を一層拡大、住民同士が日常的に支え合える関係の構築や、将来的に住民主体の新たな生活支援サービスの立ち上げにつなげるねらいがあります。「生活支援は地域全体で取り組みたい。そのためには必要な人材は、実はたくさん

います。みんな誰かの役に立ちたいと思っていて、そうした思いの発掘も私たちの仕事」（森田さん）。

集活Cや法人本体も、それぞれ同様の「役割づくり」を行っています。

地域づくりの発想に学ぶ

同町では、斗賀野をはじめ全5地区であったかC・集活Cのいずれか一方、あるいは両方が、開設済みまたは開設に向け準備中となっています（2018年末時点）。準備中の1地区でもサロンや交流イベントなどの活動拠点は、2016年12月に確保済み。

これらの拠点確保の前提となる、各地区住民の合意形成と地域づくり団体の組織化も同年までに全地区で完了しています。

各地区が地域づくりに取り組んできた背景に、「地域福祉アクションプラン」（地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化したもの）があります。同町初となる第1次プラン（計画期間2008～2012年度）から、第2次（同2013～2017年度）、第3次（同2018～2023年度）へと續くながで、「地域づくり団体の立ち上げ」「活動拠点の確保」「支え合いの仕組みづくり」が段階的に進みました（図2）。プランが「絵に描いた餅、にならない要因として、策定・実践・振り返り（進捗評価など）という一連のプロセスが、各地区住民の参加のもとで行われてきたことがあげられます。さらに、このプロセスを主導する町社会福祉協議会の担当者が、プラン策定に関わった住民らに適切な働きかけを行ってきました。プランの事務局は、町健康福祉課と町社協が共同で務めていますが、住民との関わりは、町社協が前面に立っています。

プラン策定のあり方に関し、町社協の田村佳久事務局長はこう説明します。「できるだけ多くの住民が参加できること、自分たちの手で楽しみながら実現していくこと、住民が地区のよいところを発見し守っていくことを重視しました」。

策定にあたっては、「地域福祉」を

幅広く解釈、地区ごとの計画に多様な目標を盛り込むことを認めています。たとえば、伝統文化の継承、観光資源の発掘、自然環境の保全、農業振興、地場産品の加工食品開発などが、高齢・障害者の生活支援や子育て支援などと同等に扱われています。「地域づくりに対する住民の意識は、必ずしも福祉に限定されません。プランの策定でも『それは福祉じゃない』などと住民の声を選別、排除すべきではありません」（田村事務局長）。こうした姿勢がプランに命を与え、実践を生み出しています。

元々農業振興や地域おこしを目指していたとかの元気村が、あたかCの開設で地域福祉分野に本格的に乗り出したのも、こうした流れのなかに位置付けられるでしょう。

1つの実践が次の活動への飛躍を生み、誰もが年齢、性別、障害の有無にかかわらず、できること、得意なことを生かして活躍する「役割づくり」の取り組みへと発展しつつあります。サロンに通う高齢者さえ地域づくり人材として生かす発想は、生活困窮者の孤立防止や、引きこもりの人たちの社会参加、自尊感情の回復などを図るうえで大いに参考になります。あたかC、集活Cのような拠点を核とする地域づくりは、多面的機能を前提とした中間的就労につながる可能性をもっています。また、これらの拠点施設を開設すること自体、運営スタッフの雇用を創出し、地域づくりの優れた人材発掘・育成の契機ともなり得るのです。

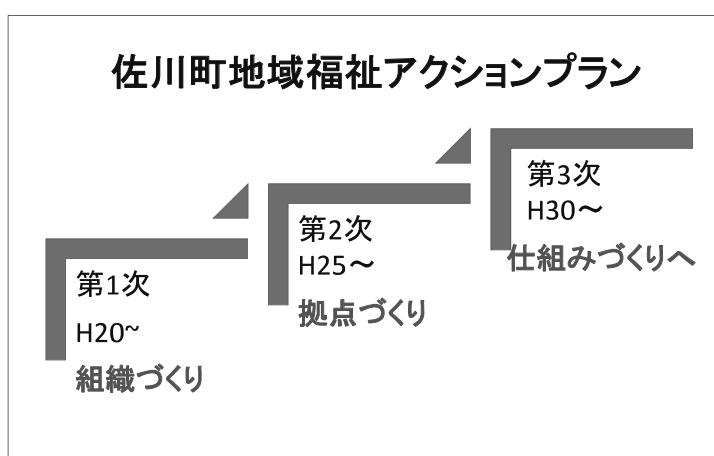


図2 佐川町地域福祉アクションプランの発展

※資料提供：佐川町社会福祉協議会

ひきこもり支援から、生涯現役の しごとでまちづくりに挑戦

秋田県藤里町



●藤里町社会福祉協議会

秋田県藤里町は、世界遺産で有名な白神山地の麓に位置する典型的な中山間地の小規模自治体です。藤里町社会福祉協議会（以下、藤里町社協）は、2010年、ひきこもりの支援で一躍有名になりました。ここでは現在、社協が取り組む、すべての住民を対象にした、誰もが生涯現役を目指せるまちづくり「プラチナバンク」を紹介します。

藤里町社会福祉協議会の 「ひきこもり支援」

秋田県藤里町は、世界遺産で有名な白神山地の麓に位置する典型的な中山間地の小規模自治体です。ここで活動する藤里町社会福祉協議会（以下、藤里町社協）は、2006～2008年にかけて、ひきこもりの実態調査を実施します。結果は驚くべきことに、対象年齢とした18～55歳未満で113人をひきこもりと確認（本人も了承）、これは藤里町の同年齢層の1割に該当しました。民生児童委員や町内会の役員が、「ひきこもりはいない！」と断言する地方の小さな町で、働き盛り年齢層の10人に1人がひきこもりであるという事実は、それまでのひきこもりは都市部の若者の問題であるという認識を覆しました。

藤里町社協はこの衝撃的な調査結果を受け、2010年にひきこもり者等の支援拠点「こみっと」を開設。この「こみっと」には、就労訓練にも使える調理室、調理したものを提供できる食事処のほか、社協らしく、地域住民が使える共同事務所、会議室、サークル室なども備え、活動・交流の場としての機能ももたせていきました。

また、地域の農家や事業者等から依頼を受けて、「こみっと」に登録したひきこもり者や離職者、障害者等が必要に応じて職員の支援を受けながら仕事を行い、その登録生に工賃を支払う仕組み「こみっとバンク」

も開始。中間的就労と同様の視点をもった取り組みといえます。藤里の新しい特産品として社協が開発した「白神まいたけキッシュ」も、このこみっと登録生が製造を担い、初年度で450万の売上げを記録しました。さらに2015年には、「讃岐生まれの白神育ち：こみつとうどん」を製品化。

このような活動が、多くのマスコミや、地域づくり系・地域福祉系のモデルとして、先駆的事例として紹介されてきました。

■「ひきこもり」が見つからない？

ひきこもり支援で一躍有名になった藤里町社協ですが、近年、変化が見られるようです。それも何と、「ひきこもりに該当する人が見つからない」というのです。

訪問調査後も、藤里町社協では家庭訪問員を配置し、情報提供等を中心としたフォロー活動を継続的に行っていますが、「こみっと」が開所した2010年段階で113人となっていたひきこもり者も、2014年末には、25人、そして現在（2018年12月）では10人足らずにまで減少。これには、「こみっと」による支援のほか、伴走型相談支援による効果も含まれていますが、最近は新たな該当者が見つからないとか。

情報提供等が減っているわけではなく、「こみっと」の活動が地域に認知・浸透したことでの、さまざまな人が住民から紹介されてくるようになったようです。たとえば、会社が倒産・失業して1週間の人、就職が決まらなかった卒業間近の高校3年生、お産で藤里に里

帰りしている人など……。ただ、どの人もひきこもりには該当しなさそうです。

また、「こみっと」の登録生も、どんどん卒業していくます。これは素晴らしいことですが、こみっとバンクの人手が足りなくなって、受けられない依頼も出てきているようです。また、ひきこもり者などを対象とした支援事業が、想定していた人員に満たなくて継続が困難になっているといった現状もあるようです。

■ 脱「ひきこもり支援」？

「以前から、ひきこもり支援と言われることに違和感がありました」と話すのは、藤里町社協会長の菊池まゆみさん。

「私たちが支援すべきなのは、ひきこもりではなく、所属するところがない人たち＝不安定な人たちなのではないか。居場所が不安定、勤務の形態が不安定な人」

支援の間口を狭めたくない、言葉の定義で支援を限定したくないという想いからでしょうか、「こみっと」の正式な事業名が、「ひきこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業」という長い名前になっているのも、その表れといえそうです。

「こみっとバンク」から 「プラチナバンク」へ

そんな藤里町社協が現在取り組んでいるのが、「プラチナバンク」。シルバーバンクや「こみっとバンク」をさらに発展させたもので、町民のすべてが対象です。年齢や障害の有無にかかわらず、町民誰もが生涯現役を目指せる仕組みづくり、まちづくりを目標にしています。前から、社協が関わるボランティア団体などで、高齢になっ

て足腰が弱くなったりして、(手伝いたい)気持ちはあるのだけれども、他の人の迷惑になるから、と引退していく人たちがいました。それをどうにかしたいと菊池会長は思い、立ち上げたものの1つがプラチナバンクです。

「登録メンバーは350人。町民の1割以上ですね。ちょっと声をかけすぎたかも」と菊池会長は笑います。

「足腰が悪ければ、手だけでできる仕事を、さらに、口だけでできる仕事を社協が探してきます！ 地域やまち、他の人に役に立ちたいという気持ちがある限り」

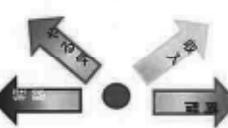
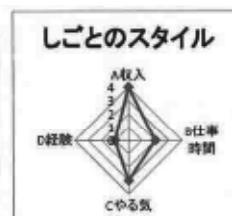
プラチナバンク働き方登録票

分野	番号	働くかたち	働き方
A 収入	4	8万以上 仕事優先 なんでもやります型	定額の収入を得たい。
	3	3～8万 自分の希望優先 職人型	仕事を選んで、少額でも収入を得たい。
	2	分からない 余暇優先型	金額にはこだわらない。できる時に仕事をしたい
	1	ポイント 支援付	ポイントで受取る。
B 仕事時間	4	6時間以上 仕事優先 なんでもやります型	受けた仕事の時間働きます。
	3	3時間未満 自分の希望優先 職人型	選んだ仕事の時間働きます。
	2	1時間 余暇優先型	短時間なら働きます。
	1	不定 支援付	支援付で仕事をします
C やる気	4	なんでもひとりで できます 仕事優先 なんでもやります型	いろいろな仕事に全力でチャレンジします
	3	得意分野はひとり でできます 自分の希望優先 職人型	登録した職種なら、なんでもやります
	2	誰かと一緒にならで きます 余暇優先型	誰かと一緒に仕事をします
	1	支援があればでき ます 支援付	支援をうけながら仕事をします
D 経験	4	仕事の経験あり ます 仕事優先 なんでもやります型	仕事の経験を土台になんでも仕事をします
	3	得意な仕事あり ます 自分の希望優先 職人型	仕事の経験を活かして仕事ができます
	2	仕事はしたことがあ ります 余暇優先型	仕事はしたことがあります
	1	仕事の経験あり ません 支援付	仕事の経験はありません

※団体登録とは：老人クラブ、婦人会、PTA、スポーツ少年団、むじん、デイサービス等で登録し、作業しポイントを取得します。

※仕事にポイントがついています。ポイントは○○券と引き換えできます。例、入浴券、こみっとお食事券等

自分のスタイル	
A収入	4
B仕事時間	2
Cやる気	3
D経験	1
合計	10



プラチナバンク登録票

団体の概要

- ▶名 称：藤里町社会福祉協議会
- ▶住 所：〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇 40
- ▶電 話：0185-79-2848
- ▶U R L：<http://fujisato-shakyo.jp>

秋田県藤里町

人口3,277人
1,365世帯
(2019.1.1現在)



山菜バイキング・チラシ



こみつと外観



こみつとうどん

の生産を目的とするもの。わらび栽培などにも着手し始めています。また、地元の山菜を活用した伝統の味シリーズ「藤里グットデリ」を商品化。これらの農産品の加工の場ともなっている農村環境改善センター（温泉付き）では、昼食時の山菜バイキングも行っています。

これらの農産物の加工や提供の場には、孤立しがちな人たちが、作業に加わっていました。社協職員が孤立支援事業に誘いかけても、出てこなかった人たちです。

「近所の人たちに暇なら手伝ってと誘われたそうで、仕事が遅いと小言を言われながらも、うれしそうに仕事をしていました。専門職の支援より、仲間と一緒にできる活動がよかったようです（笑）」と菊池会長。

また、藤里町社協事務局長の菊地孝子さんは、こう語ってくれました。

「根っこビジネスもそうなんですけれど、町の人は、また社協にやらされる、大変だとかよく言うんですけど、うれしそうなんですよ。みんな楽しそうにやっている」。

そう言って口説いたそうです。メンバーには、孤立しがちな人もいます。「忙しいけど、年1～2回、子どもと一緒に一緒でもよければ」と登録した人もいます。

「プラチナバンク」は、収入、仕事時間、やる気、経験などの項目を基に登録区分があり、無償、有償、ポイント制とさまざまな活動形態があります。社協の専従事務局職員1人と10人程度の有志スタッフ（民生児童委員や社協理事など）を中心に運営されています。

社協では、このプラチナバンクとともに、町民の活躍の場づくりとして特産品づくりに取り組んでいます。「根っこビジネス」はその1つ。徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」にヒントを得た構想です。これは、葛やワラビの根っこを掘り出して、原料粉やわらび餅など

中間的就労支援をすすめるための

ポイント

1. 中間的就労には、就労訓練目的から地域活性化まであります
2. 社会福祉法人等の社会貢献としての中間的就労もあります
3. 就労準備支援に中間的就労を加え、多彩な支援メニューを提供するところもあります
4. 複数課題を抱えた相談者には、就労支援だけでなく生活支援との連携が大切です
5. 生活困窮者の中間的就労支援から柔軟な働き方が生まれます
6. 就労支援が地域活性化や地方創生につながっていくこともあります
7. 地域づくりを進めるなかで、中間的就労も多面的に展開されていきます

1

中間的就労には、就労訓練目的から地域活性化まであります

本稿の事例には、さまざまなもののが含まれています。認定就労訓練事業の参考にしようと読まれた方には、面食らった人も多いのではないでしょうか。その理由の1つには、紹介した団体の多くが、生活困窮者自立支援法の施行前から活動に取り組んでいて、制度に合わせた活動をしているわけではないことがあげられるでしょう。また、認定就労訓練事業には、現状（優先発注制度等を除けば）インセンティブがほとんどなく、制度にのる必要性があまり感じられないということもあります。しかし、最も大きな理由は、2章の8頁にも書かれているように、「認定就労訓練事業」は「中間的就労」そのものではなく、その一部であるからでしょう。就労訓練機能は、どの中間的就労の場合でも、それを含んでいますが、目的自体が一般就労を目指す就労訓練である場合から、もともとは地域の活性化や産業の人材不足対策等の一翼を担うものとしての中間的就労の活用まで、さまざまな事例が紹介されています。

2

社会福祉法人等の社会貢献としての中間的就労もあります

本稿の事例の中でも、認定就労訓練事業に真正面

から取り組んでいるものとして「02. 八尾市中間的就労担当者連絡会」があげられます。介護施設でのユニバーサル就労を支援メニューとしているのですが、これを全市レベルで複数施設が連携して取り組んでいることが最大の特徴です。支援施設側にとっては、困ったときには相談できる仲間がいること、初めて受け入れる施設も先行施設からアドバイスを受けられること、相談者にとっては、自宅に近い場所で就労訓練が行える点など、連携のメリットを十分に活かしています。また、市の生活支援相談センター（困窮相談窓口）を受託している八尾市社会福祉協議会とも協働しながら、事業をうまく運営している点も、支援の一体性・継続性を担保している理由といえるでしょう。

3

就労準備支援に中間的就労を加え、多彩な支援メニューを提供するところもあります

就労準備支援事業と認定就労訓練事業・中間的就労は、非常に密接に関係しており、連携して実施することが望ましいのはいうまでもありません。しかし、認定就労訓練事業所などがない地域も多く、就労準備支援事業を手掛けているところで、中間的就労を支援メニューに加えているケースも少なくありません。

「05. コミュニティワーク研究実践センター」の、岩見沢市での取り組みもその一例といえます。この事

例（岩見沢）の大きな特徴の1つは、生活困窮者と生活保護受給者の両方の就労支援と一緒に受託している点ですが、もう1つが、相談者に寄り添った就労準備支援メニューの多彩さです。他者との基本的なコミュニケーション訓練や、通所の訓練の後に、「たいけん隊」という名での地元活動への参加やお祭りの企画・運営、「はたらき隊」での職場体験がメニューに並んでいます。この、相談者の進度に応じた複数メニューを用意しながら、地域との接点をもたせていくのは、単なる就労訓練だけではなく社会参加への心理的な壁を取り除く意味でも、各自治体で取り入れていただきたい発想です。

4

複数課題を抱えた相談者には、就労支援だけでなく生活支援との連携が大切です

認定就労訓練・中間的就労を、ひきこもり者等を含む生活困窮者の就労を軸とした生活自立を目指すものと考えた場合、複数課題を抱えた相談者では、生活支援との連携は必須です。負債の解決方法がわからない、部屋のゴミ屋敷状態をどう解消したらよいかわからない、明日のご飯を食べるお金がない、誰に相談したらよいのかもわからない、という状態では、就労訓練も何もありません。逆に、このような状況だと、とにかく収入を得たいということから、早期就労を希望し、結果として早期離職を繰り返すというパターンを、支援者ならば見聞きされたことがあるかと思います。

就労支援のみならず、生活支援まで同時並行で（しかも伴走型で）行っているのが「03. 伊丹市雇用福祉事業団」です。ここでの支援事例を見れば、その必要性と、迅速な対応がどれだけよい効果を生むのかが理解できます。しかし、通常は、1つの団体が両方を担う前提とするのは無理があると思われます。別々の支援者が連携を密にして、一人の相談者の両面を支援していく仕組みづくりが現実的であり、ある程度の生活課題解消の方向性が見えてきた段階で、本格的に就労支援に取り組む形となるでしょう。

5

生活困窮者の中間的就労支援から柔軟な働き方が生まれます

就労支援は基本的に個人の課題解決、個別支援ですが、これを大きく「まち」の観点から見て、取り組んだ事例が、「01. 鳥羽市：とばびと活躍プロジェクト」です。生活困窮の相談傾向から、地域の基幹産業である観光業の課題を結びつけ、府内に問題意識を投げかけたことが端緒となっています。生活困窮者自立支援法と地域づくりは、法の理念に謳われてはいても、なかなか結び付きにくいものです。しかし、本事例は、個別支援が中心の生活困窮者支援の現場であっても、広い視野を心に留めおくことの重要性を教えてくれます。

また、生活困窮者だけではなく、高齢者や時間の限られる子育て中の方なども含めた人を対象に、柔軟な働き方を提示した「チケット勤務おしごとカタログ」ですが、ここでの新たな仕事の作り方・切り出し方には、ユニバーサル就労のノウハウが使われています。中間的就労の発想が、生活保護・生活困窮者支援目的に限定されるものではない一例といえます。

6

就労支援が地域活性化や地方創生につながっていくこともあります

就労支援が、地域づくり・まちづくりと関わるときに、大きくわけて2つの型があります。1つは、就労体験・就労支援の場として、地域づくりやまちづくり、地域産業の活動を選択するケース。就労支援（福祉）から、地域づくりへのアプローチという言い方もできます。これは、「05. コミュニティワーク研究実践センター」の岩見沢市・月形町両方の事例や、「08. 藤里町社会福祉協議会」での前半のひきこもり支援『こみっと』の事例などがそれに該当します。もう1つが、地域づくり・まちづくり活動に、人手が足りなかったり、少しでも多くの人と協働したいという想いのもとに、生活困窮者等の就労支援事業を活用するものです。こちらは、地域づくりから、就労支援（福祉）へのアプローチですが、まだまだ少数にとどまります。

「04. 音別ふき落団」の事例は、その双方向のアプ

ローチがクロスしたものといえるかもしれません。ここには、そのような地域づくり・地域おこし活動と、就労支援をつなぐ存在として、釧路社会的企業創造協議会が深く関わっています。間違いなく住民主体の活動ですが、その地域づくり活動を陰に陽に支援しながら、就労支援を絡める意義を関係者に組み入れています。実際に、活動に従事しながら変わっていく若者の様子が、地域で活動している人たちに感銘を与えていくことが十分に読み取れます。加えて、地元高齢者の無理のない就労、生きがいづくり・介護予防にもつながっていることは、中間的就労のもつ多面的な効用をよくあらわした事例といえるでしょう。

この、無理のない、人それぞれの状態に合わせた就労を、生きがいづくり、活躍の場づくりと位置づけて、地域活性化（地方創生）と結びつけたもの、発展させた形が、「08. 藤里町社会福祉協議会」でのプラチナバンクの取り組みです。ここでは町民全体を対象としていて、就労支援自体、すでにひきこもりや生活困窮者、障害者対象の枠を越えています。地域共生社会での多様な就労と社会参加の形を目指したものといえるかもしれません。先駆的であるだけに、完成されたものではなく、今後まだまだ変わっていく、発展していくものとも感じられます。

7

地域づくりを進めるなかで、中間的就労も多面的に展開されていきます

従来型の地域づくりでは、地域の外から企業や工場を誘致することで雇用を創出し、就労を増やしていくことが一般的でした。しかしこの方法は、企業にとっての立地の魅力、経営方針や採算性に大きく依存し、地域の実情を必ずしも反映しませんでした。

「06. 川根振興協議会」では、撤退した商店とガソリンスタンドを地域で経営し、住民目線で運営しています。さらに、生活支援サービスの創出、公共施設の活用など、地域の資源と人材を活用し、住民主体の地域運営をしています。このような地域の課題解決に向けた内発的で地域循環的な経営にとって、地域住民の潜在的な力を生かすことが必要です。一般就労につながる事業もありますが、フルタイムの仕事にならない

事業もあります。就労という点から見たときに、地域のさまざまな仕事を請け負う多業として働くこともあります。すでに仕事があって就業するというよりも、地域のニーズを解決するなかで仕事が生まれるといえるでしょう。場合によっては、仕事というよりはボランティアに近い活動もあるでしょう。仕事と地域での活動を明確に切り分けることが困難なケースも多いでしょう。高齢者の生きがいとしての就労も、地域住民の潜在的な力を生かすことになります。このような地域づくりにおける就労は、一般的雇用にはならなくとも、地域にとっての重要な仕事を担っています。このような地域づくりの展開は、「07. 高知県佐川町」の「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」の取り組みにも見ることができます。

これらの事例では、地域づくりを推進するために、川根振興協議会や集落活動センターなどの住民主体の地域運営組織が大きな役割を果たしています。この運営を担うスタッフも地域住民であり、地域の雇用を生み出しています。このように内発的で地域循環的な地域経済によって、多様な雇用が生み出されていますが、中間的就労のダイナミックで多面的な展開と見ることができるものが多いと思います。

以上、各自治体における認定就労訓練等の直接の参考となるもの、なりにくいものの両方の事例があったかもしれません。しかし、中間的就労には、これだけの可能性、単なる生活困窮者自立支援法の枠にとどまらず、多様な形、他の分野との協働の可能性もあることを知ってもらえば、これらの意欲的な取り組みを紹介させていただいた意味があるものだと思います。また、生活困窮者自立支援法が謳う、支援を通じての「地域づくり」の一端をご理解いただけたのではないですか。

本稿事例を一通り読んでいただいたあとで、第1章、第2章に再度目を通していただければ、現在、認定就労訓練事業・中間的就労の推進に苦労されている担当者のみなさまにとっても、取り組みのヒントとなるものがあるものと確信しています。

厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**地域共生社会の実現に資する中間的就労の多面的機能とあり方に関する
調査研究事業事業 報告書**

平成31年3月

一般社団法人釧路社会的企业創造協議会
〒085-0015 北海道釧路市北大通12丁目1-14 ヒューリックビル1F
TEL/FAX 0154-25-0288